○香南香美老人ホーム組合退職手当審査会設置条例

平成２２年３月２９日

条例第３号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を調査審議をさせるため、香南香美老人ホーム組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（諮問）

第２条　香南香美老人ホーム組合長（以下「組合長」という。）は、高知県市町村総合事務組合退職手当条例（平成１７年条例第２１号。以下「退職手当条例」という。）第１４条第１項第３号若しくは第２項、第１５条第１項、第１６条第１項又は第１７条第１項から第５項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

（任務）

第３条　審査会は、前条による諮問の事案につき、退職手当の支給制限等の処分に係る事項について調査審議し、組合長に答申する。

（組織）

第４条　審査会は、委員３人で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者のうちから、審査案件を付議するごとにその都度、組合長が委嘱する。

３　委員の任期は、審査を求められた案件に係る審査が終了したときまでとする。

（会長）

第５条　審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　審査会は、退職手当条例第１４条第２項、第１６条第１項又は第１７条第１項から第５項までの規定による処分を受けるべき者から申し立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

２　審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は組合長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

３　審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　審査会の庶務は、特別養護老人ホーム三宝荘庶務課において処理する。

（その他）

第１０条　この条例の実施に関し必要な事項については、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（香南香美老人ホーム組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　香南香美老人ホーム組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２０３条第１項」を「第２０３条の２」に改める。

別表議会義胃の項報酬の欄中「３，０００円」を「日額３，０００円」に改め、同表監査委員の項中「３，０００円」を「日額３，０００円」に改め、監査委員の項の次に次のように加える。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 退職手当審査会委員 | 日額3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 |